

## 【五ヶ瀬町スポーツ合宿等奨励補助金制度のご案内】

### ●【目的】

- ・スポーツ合宿等の誘致促進、交流人口拡大及び地域の活性化。

### ●【補助事業内容】

- ・スポーツ合宿等で五ヶ瀬町内に宿泊する学生等の団体に対し、補助金を支払う。

### ●【対象者】

- ・本町で新規に合宿を実施する、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校・大学の学生等で構成される、運動系及び文化系の団体。その他、町長が認めた団体。

### ●【補助対象期間】

- ・平成28年7月1日から  
※予算額に達し次第、受付を終了する

### ●【交付条件】

- ・宿泊日数が連続2日以上であること。

### ●【補助金額及び限度額】

- ・1人1泊1,000円で、1団体1回につき10万円を限度とする。

### ●【補助金交付の手続きの流れ】

#### ①申請

- ・補助金交付申請書に事業計画書(第1号様式)を沿えて、合宿開始日前までに役場に提出する。

↓

#### ②審査・決定

- ・関係書類が審査され交付決定すれば、補助金交付決定通知書が送られてくる。

↓

#### ③実績報告

- ・合宿終了後、14日以内に補助金実績報告書に事業実績書(第1号様式)と宿泊証明書(第2号様式)を添えて役場に提出する。

↓

#### ④審査・確定

- ・関係書類が審査され交付確定すれば、補助金交付確定通知書が送られてくる。

↓

#### ⑤請求

- ・請求書を役場に提出する。

### ●【問合せ先】

- ・五ヶ瀬町役場 企画課 企画調整グループ  
TEL0982-82-1717 FAX0982-82-1723  
Email chiiki@town.gokase.lg.jp